

インターネット等におけるマイナンバー（個人番号）の公表に対する注意喚起  
（再周知）

令和元年8月2日  
個人情報保護委員会事務局

当委員会は、インターネット等におけるマイナンバー（個人番号）の公表に対して、従来より、注意喚起を行っておりますが、現在もこのような行為を行っている場合が見受けられるため、改めて周知いたします。

インターネット等に自らのマイナンバー（個人番号）を公表する行為は、他人がそのマイナンバー（個人番号）を見ることができる状態に置いていると考えられることから、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）第19条の提供制限に違反する可能性があります。

したがって、インターネット等に自らのマイナンバー（個人番号）を掲載しないようにしてください。

また、これを見た他人が、インターネット等において公表されているマイナンバー（個人番号）をプリントアウト等して収集した場合には、番号法第20条の収集制限に違反する可能性がありますのでご注意ください。